

沖縄県立図書館相互貸借に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、沖縄県立図書館利用規約（平成30年12月14日教育長承認。以下「規約」という。）第19条に基づき、沖縄県立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料の貸出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出しの対象となる範囲)

第2条 資料の貸出しを受けることができる相手方(以下「借受館」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館又はこれに準ずる機関。
- (2) 国立国会図書館
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校に附属する図書館または研究所
- (4) 公民館図書室（県内の市町村のうち公立図書館を設置していない市町村のものに限る。）
- (5) その他館長が認めた施設

(貸出資料の範囲)

第3条 資料は図書館の業務に支障がない範囲で貸出しするものとする。ただし、規約第15条に定められた資料は貸出しすることはできない。また、県外相互貸借については、発刊後もしくは受入後1年以内の資料も貸出しすることはできない。

(貸出冊数)

第4条 借受館へ同時に貸出すことのできる資料の冊数

- (1) 県内・・・20冊以内
- (2) 県外・・・10冊以内

2 前項に関わらず、館長が必要と認めたときは、冊数を増やすことができる。

(貸出期間)

第5条 資料の貸出期間は1ヶ月以内とする。（郵送による場合は発送の日から起算して1ヶ月以内とする。）ただし、館長が必要と認めたときはこの期間を延長することができる。

2 借受館は、貸出期間内であっても館長から返還請求があったときはすみやかに資料を返却しなければならない。

(貸出手続)

第6条 借受館が資料の貸出しを受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を示して図書館に申込むものとする。

- (1) 資料名
- (2) 編集者名

(3) その他館長が定める事項

2 資料貸出しの申込方法

(1) 県内・・・原則として、沖縄県図書館情報ネットワーク事業（ポータル利用館）に参加している図書館等は指定するシステムから申込みを行う。

ただし、上記事業に参加していない図書館等はファックスによる申込みを行う。

(2) 県外・・・国立国会図書館サーチ・申込システム、メール、ファックスによる申込みを行う。

(資料の送付)

第7条 資料の貸出しは安全かつ確実にこれを行うものとする。

2 資料の送付に要する経費

(1) 県内・・・原則として、借受館、貸出館の相互が負担するものとする。ただし、図書館の巡回車が訪問する場合はその限りではない。

(2) 県外・・・借受館が全額負担とする。

(借受館の責任)

第8条 借受館は資料が到着してから図書館に返却されるまでの間、資料に関する一切の責任を負うものとする。

2 借受館が損傷した資料を受領したとき、受領すべき資料が到着しないとき、受領した資料を亡失若しくは損傷したとき、又は返送の途中において亡失若しくは損傷したことを知ったときは、直ちにその旨を図書館に連絡しなければならない。

3 借受館が資料を紛失又は破損したときは、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年7月20日教育委員会規則第2号）第8条に基づき、その損害を弁償しなければならない。

(補足)

第9条 本要項に定めるもののほか、相互貸借に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年11月2日から施行する。